

小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく福祉避難所での避難生活に必要な物資・器材の購入に要する経費、物資・器材を保管するための備蓄倉庫の整備に要する経費及び社会福祉施設等で実施する福祉避難所の運営訓練に要する経費を補助することにより、福祉避難所の指定促進及び機能の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小竹町（以下「町」という。）と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した社会福祉法人又は医療法人（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、前条の規定に基づき、町と協定を締結した社会福祉法人等が所有する施設のうち、町内に設置されている施設とする。

(補助対象経費及び補助金限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の区分のとおりとし、一の社会福祉法人等につき100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、小竹町要配慮者のための避難所安全安心確保事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めた場合は、当該申請をした者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定した場合は、当該申請をした者に対し、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により

通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 町長は、前条第1項による補助金の交付決定の通知を受けた社会福祉法人等から、規則第7条第2項の規定に基づき補助金概算払申請書兼請求書(様式第4号)が提出されたときは、交付決定額の範囲内において概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の変更申請等)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定後に、補助事業の内容に変更が生じる場合には、補助事業変更承認申請書(様式第5号)により、補助事業を廃止する場合には、補助事業廃止承認申請書(様式第6号)に、関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、事業変更を適当と認めるときは、補助事業変更承認通知書(様式第7号)により、事業廃止を適当と認めるときは、補助事業廃止承認通知書(様式第8号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第9号)を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第11号)により、補助金の請求をするものとする。

(遵守事項)

第13条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類等を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管

理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。

- (3) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数に相当する期間内において、町長の承認を得ることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、取壊し、又は担保に供しないこと。
- (4) 前号の規定による町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 県税及び町税の滞納がないこと。
- (6) 事業終了後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）が確定した場合には、その金額を速やかに町長に報告するとともに、当該金額を町長に返還しなければならないこと。

（補助金の返還等）

第14条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取り消した金額の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不相当と認められるとき。
- (3) この告示に違反したとき。

（情報の開示）

第15条 補助事業又は補助対象者に関して、小竹町情報公開条例（平成12年小竹町条例第28号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条各号の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金について、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

| 区分 | 補助対象経費 |
|----|---|
| 1 | <p>福祉避難所として機能するために必要な物資及び器材として、次に掲げるものの購入に要する需用費及び備品購入費</p> <p>(1) 福祉避難所運営上必要となるもの</p> <p>ア 車いす</p> <p>イ 発電機</p> <p>ウ 洋式ポータブルトイレ</p> <p>エ その他福祉用具器材</p> <p>(2) 各居室に必要となるもの</p> <p>ア 折りたたみベッド</p> <p>イ 毛布</p> <p>ウ パーテーション</p> <p>エ 衛生用品</p> |
| 2 | <p>物資及び器材を保管する備蓄倉庫の整備に要する工事請負費及び備品購入費</p> |
| 3 | <p>社会福祉施設等が実施する福祉避難所の運営訓練に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費）</p> |